

✿水道料金を統一 ～1年前倒しで実施～

桜川市民の生活基盤であり衛生環境を保持するライフラインである水道事業が、平成20年4月1日施行の条例改正により統一されることになりました。

～～ 経緯 ～～

合併協議会において市民の生活に直結する重要な課題として取り上げられていたこの問題は、それぞれの町村において地域の特性を持った特別会計として事業展開されていたため、統一には時間がかかると見られていましたが、当初3年を目途に計画がなされていたものを、事業の重要性にかんがみ合併後2年を目標として位置づけされ、今回実施されるものです。

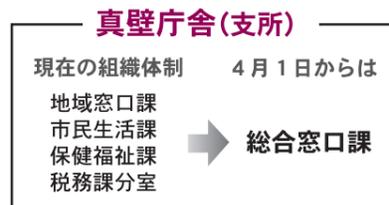
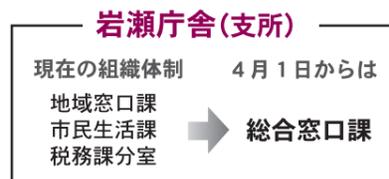
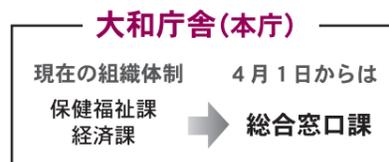
既に水道料金は昨年4月1日より旧岩瀬町の料金に統一改正されており、これは低廉で安全な水道を市民の皆さまに提供する義務を負う市としての姿勢であり、市民生活にとって歓迎されるものです。

～～ 今後は ～～

今回の条例改正により、給水区域を桜川市全域とし、給水人口は4万2,810人、1日最大給水量は1万4,100立方メートルとなり、名称は「水道局」から「上下水道部」に改められます。しかし、具体的な機構改革はこれからであり、市民に直結するライフラインとして緊急時の対応などに対しては、本部のありようや人的配置など十分慎重に検討されることが望まれます。

① 総合支所方式→分庁方式へ

この変更により、人件費の見直し等行財政改革を進めることができますが、各庁舎での住民サービスの低下が懸念されるため、総合窓口課を設け、従来の住民サービスを1つの窓口で行います。



② 部・課が再編されます

- ◎「上下水道部」を新設
- ◎水道局の3事務所が統合
→上下水道部内に「水道課」を新設
※これにより、新たな水道、下水道の加入・廃止
手続が1カ所の窓口で可能となります。
- ◎市民生活部内に「生活安全課」を新設
(消防・交通・消費者行政等を担当)
- ◎市民生活部内の税務課・収税課→総務部へ
- ◎総務部内の情報政策課→市長公室へ
- ◎教育委員会に「スポーツ振興課」を新設
- ◎生涯学習課と文化課を統合
→「文化生涯学習課」を新設
議会ではシトラスの担当部課やまちづくりの
推進体制等について質疑がありました。

平成20年
4月1日から

市民サービスの体制が変わります
市民サービスは維持し、
組織体制をスリム化

桜川市行政組織条例の一部を改正する条例が上程され可決しました。今回の改正は、総合支所方式から分庁方式への変更と、部・課の再編が主なものです。

平成19年第4回定例会

平成19年第4回定例会は12月4日から6日の日程で開会されました。今定例会では、市民憲章や市の花・木・鳥が提案されたほか、4月1日から施行される組織機構の改正など、23議案が上程されました。



(ヤマユリ)



(サクラ)



(ウグイス)

市の花・木・鳥 市民憲章が決定！

住みよいまちづくりのため市民憲章を制定

桜川市市民憲章

わたしたちは、伝統と豊かな自然に恵まれたふるさとを愛し、
限りない繁栄と幸せを願って、市民憲章を定めます。

- 一、市民と行政が協働で住みよいまちをつくります。
- 一、互助と信頼を深め、安心とやすらぎのあるまちをつくります。
- 一、教養を高め豊かな心と健やかな体を育むまちをつくります。
- 一、豊かな自然と歴史・文化が調和する潤いのあるまちをつくります。
- 一、地域資源を活かし、活力に満ちた豊かなまちをつくります。

一体感のある桜川市を目指して